

官庁営繕事業

平成28年度				事後評価	
事業名(箇所名)	豊橋港湾合同庁舎(増築棟) [三河海上保安署庁舎]	担当課	技術・評価課	事業主体	国土交通省 中部地方整備局
		担当課長名	柴田 信介		
実施箇所	愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11				
該当基準	事後評価				
事業諸元	・敷地: 6,036 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上3階 ・規模: 899 m ²				
事業期間	事業採択	平成 23 年度	完了	平成 25 年度	
総事業費(億円)	4.6				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> 三河海上保安署は、海上保安業務執行体制の強化に資するため、愛知県東部の拠点都市である豊橋市に平成21年に機構が新設された。当初、豊橋港湾合同庁舎の敷地内に仮設庁舎を設置し、入居していたが、災害時における応急対策活動等を実施するための施設の不備に加え、著しい狭あいとなっており、業務に支障を与える状況となっていた。このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、豊橋港湾合同庁舎の増築棟を整備し、三河海上保安署が入居した。				
社会経済情勢等の変化	新規事業採択以降の三河湾内の貿易量等には大きな変化は無く、本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、事業採択の時点から特に要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・環境保全性については特に充実した取組がなされており、木材利用促進、ユニバーサルデザイン及び防災性については充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。				
事業実施による環境の変化	本事業の環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から環境に与える影響は特に問題はないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で再度の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性は見られない。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。				

施設名： 豊橋港湾合同庁舎(増築棟)
[三河海上保安署庁舎]

事業場所： 愛知県豊橋市神野心頭町3-11

概要図
(位置図)



地理院地図(電子国土Web)より